

福知山市視覚・聴覚障害の情報アクセスとコミュニケーション支援 DVD貸出規程

1 目的

この規程は、視覚障害や聴覚障害への理解を深めること及び視覚や聴覚に障害のある人への情報アクセスやコミュニケーション支援を学ぶために福知山市が制作したDVD『視覚・聴覚障害の情報アクセスとコミュニケーション支援』（以下、「DVD」という。）の貸出に関し、必要な事項を定める。

2 DVD貸出及び返却

DVDの貸出を受けようとする者は、福知山市情報アクセス・コミュニケーション支援DVD借用申請書（第1号様式）を提出して申し込むものとする。

借用及び返却は、福知山市福祉保健部障害者福祉課の窓口にて行うものとする。

3 注意事項

DVDの貸出を受けた者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) DVDを許可なく複製、放送等に使用しないこと
- (2) DVDを他の者に貸さないこと
- (3) 営利を目的として使用しないこと

4 貸出期間

貸出期間については、21日間を限度とする。

5 免責事項

DVD視聴の際、再生機器本体及び周辺機器等に支障をきたした場合においても、福知山市は一切の責任を負わないものとする。

6 規程違反

本規程に違反した場合に起因する紛争（損害賠償等含む）の責任は、貸出を受けた者が負うものとする。

7 その他

本規程に定めのない事項については、市長と借受者による協議の上定めるものとする。

附則

この規程は、令和元年5月7日より施行する。